

岩瀬町・真壁町・大和村 新市建設計画

伝統と豊かな自然に恵まれた 田園文化都市



岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会
茨城県桜川市

岩瀬町・真壁町・大和村 新市建設計画



伝統と豊かな自然に恵まれた
田園文化都市

岩瀬町・真壁町・大和村 新市建設計画

目次

1 序論	1
(1) 合併の必要性	1
(2) 合併の効果	2
2 新市建設計画の性格	3
(1) 新市建設計画の趣旨	3
(2) 新市建設計画の位置づけ	3
(3) 新市建設計画の構成	3
(4) 新市建設計画の期間および区域	3
(5) 住民意向の反映	3
3 新市の概況	4
(1) 位置と地勢	4
(2) 人口構造	6
(3) 交通環境	7
(4) 産業	8
(5) 歴史・文化・レクリエーション	9
4 新市建設における住民意向	10
5 新市として飛躍するための課題	11
(1) 関連計画の整理	11
(2) 課題	13



伝統と豊かな自然に恵まれた 田園文化都市

6 新市の発展方向	17
------------------------	----

7 新市の基本方針	19
------------------------	----

(1) 新市の基本理念	19
-------------------	----

(2) 重点プロジェクト	20
--------------------	----

(3) 新市の基本政策	21
-------------------	----

(4) 新市の土地利用基本方針	22
-----------------------	----

8 新市の主要施策・想定される主要事業	23
----------------------------------	----

(1) 地域を支える経済基盤づくり	25
-------------------------	----

(2) 地域調和・環境共生の生活づくり	27
---------------------------	----

(3) 少子高齢時代の地域社会づくり	29
--------------------------	----

(4) 自立を支える地域連携づくり	33
-------------------------	----

(5) 豊かな地域を創造する自治づくり	35
---------------------------	----

9 公共施設の統合整備と適正配置	38
-------------------------------	----

(1) 基本的考え方	38
------------------	----

(2) 基本方向	38
----------------	----

10 財政計画	39
----------------------	----

(1) 歳入	39
--------------	----

(2) 歳出	40
--------------	----

(3) 財政推計一覧表	41
-------------------	----

1 序 論

(1) 合併の必要性

岩瀬町・真壁町・大和村は、いずれも昭和30年前後の「昭和の大合併」により誕生し、これまで自然豊かな歴史・文化あふれる田園都市として発展してきました。

21世紀を迎え、地方分権の推進など自治体行政の枠組みが大きく転換しつつあります。また、少子高齢化の進行による人口構造や、経済構造の変化も顕著となっています。

これらの社会構造の変容に伴う住民ニーズの多様化・高度化、また財政状況の厳しい中、3町村行政を取り巻く課題は山積しています。こうした状況に対応し、住民にとってより魅力のある地域づくりを進めるために、合併が有効な手段であるとされています。3町村では平成15年7月1日に「岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会」を設置し、合併に向けて協議を進めてきました。

<3町村の課題および合併の必要性>

■ 少子高齢化による人口構造変化への対応

近隣市町村同様、当地域においても少子高齢化の流れは今後さらに速いペースで進むことが予想されます。これに伴う生産年齢人口の減少による税収減と同時に、高齢者福祉や子育て支援、また、あらゆる世代の健康づくり支援など、保健・福祉・医療サービス等の需要増大が見込まれ、多様なサービスや専門性の高い体制の充実が必要となっています。

■ 生活圏の拡大に応じたまちづくり

道路交通網の発達や消費者ニーズ、ライフスタイルの多様化により、地域住民の暮らしは従来の町村区域を越えています。そのような生活圏の広がりへの対応として、道路や市街地などの都市基盤整備をはじめ、居住環境や産業、教育等あらゆる分野で、広域的で一体的なまちづくりが求められています。

■ 効率的な行財政運営と財政基盤の強化

国県ともに財政状況はきわめて厳しく、財政力が必ずしも強くない3町村の財政状況は楽観視できません。行政サービス水準の維持・向上を図るため、サービスのあり方や体制の見直しによる効率的な行財政運営と安定財源の確保による財政基盤の強化が急務となっています。

■ 地方分権時代に対応した地方自治の実現

地方分権の進展に伴い、地域に密着した事業は町村が自らの判断と責任で独自の政策・施策を進めることとなります。そのため、町村は地域の個性に適した政策立案や住民意向を反映した施策を効果的・効率的に実行する力を備える必要があります。また、多様化・高度化する住民ニーズを満たすため、行政サービスの高度化と同時に住民とのパートナーシップによる課題解決が重要となり、そのための合意形成のしくみづくりや体制の充実が望まれています。

(2) 合併の効果

3町村の合併には、前記した住民サービスの向上や行財政基盤の強化などの課題を解決するほか、次のような効果が期待されています。

■ 広域的な観点からのまちづくり

土地利用については、生活の実態に合わせて、より広域的な観点から合理的に計画・推進される必要があります。合併によって、旧町村界を越えた合理的な土地利用や地域の個性を活かしたゾーニングなどが可能になります。

■ 効率的な公共施設の整備と相互利用

3町村で別々に整備していた道路、下水道、公園などの社会資本や公共施設を、効率的に整備できるようになります。また、これまで利用制限があった他町村の施設やサービスが、利用しやすくなります。

■ 広域で効果の高い施策

小さな町村単位では効果に限界がある環境行政、観光振興、万一の災害における避難場所の確保など、多くの施策が合併による広域化・一体化によって、その効果が高まります。

2 新市建設計画の性格

(1) 新市建設計画の趣旨

新市建設計画（以下、本計画）は、岩瀬町・真壁町・大和村が合併するにあたり、新市における現状および課題を整理するとともに、新市のまちづくりの基本方針を示すものです。この基本方針に基づく政策・施策の展開により、それぞれの地域の特性や各町村がこれまで進めてきた取り組みを活かしながら、新市の一体性の確立およびよりよい地域づくりをめざしていきます。

また、本計画は、合併特例法等に基づくさまざまな財政措置を受けるための前提となるものです。

(2) 新市建設計画の位置づけ

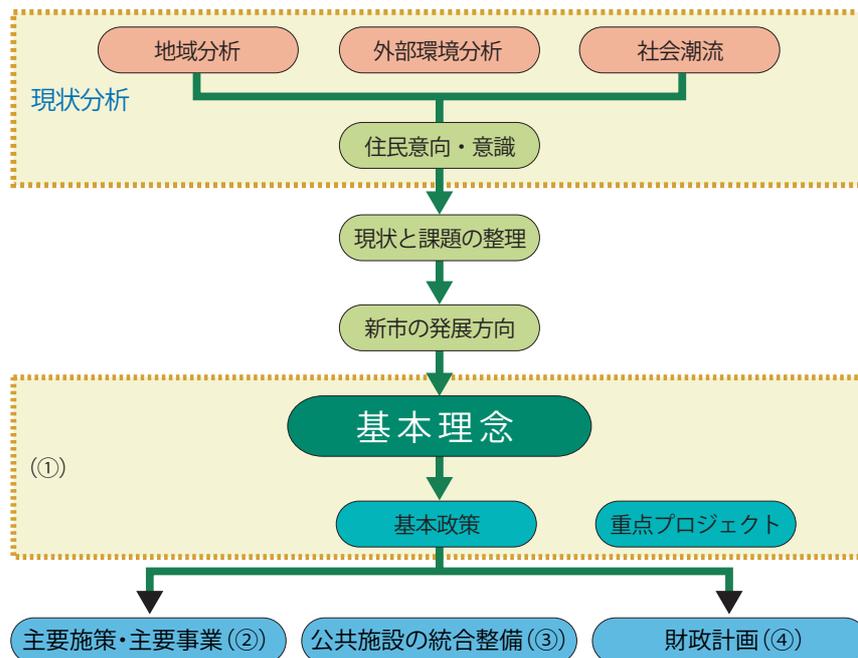
本計画は、新市において基本構想および基本計画を策定するまでの間、これらに代わる役割を果たす計画です。

新市の基本構想および基本計画の策定にあたっては、原則として本計画にあげた施策や想定される主要事業および財政計画を継承し、本計画との整合性を図って進めていく必要があります。こういったことから、本計画を踏まえた新市桜川市のまちづくりのための具体的な施策や事業は、桜川市第1次総合計画に位置付けられ、更に新規事業を含めた主要施策について、平成29年4月からの第2次総合計画に反映しています。

(3) 新市建設計画の構成

本計画は、①新市建設の基本方針、②新市建設の根幹となるべき事業、③新市の公共的施設の統合整備、④新市の財政計画により構成しており、次図のような手順で策定されました。

■ [本計画の構成と策定フロー]



(4) 新市建設計画の期間および区域

本計画における計画期間は、東日本大震災による事業計画への影響や近年の新規大規模事業等を考慮し、平成17(2005)年度から令和7(2025)年度の21年間を2か年延長し、令和9年(2027)年度までの23年間とします。

計画対象区域は、桜川市（旧岩瀬町、旧真壁町、旧大和村）の全区域とします。

(5) 住民意向の反映

本計画の策定にあたっては、平成15年11月に実施した「岩瀬町・真壁町・大和村3町村合併に関する住民アンケート」の調査結果や計画素案の住民説明会における住民意向を反映できるよう努めました。

3 新市の概況

(1) 位置と地勢

～ 山と川と平野がおりなす豊かな自然環境 ～

岩瀬町・真壁町・大和村（以下、本地域）は、首都圏から約70km圏内、茨城県の中西部に位置し、総面積は180.06km²となっています。

本地域は、北は栃木県（真岡市、益子町、茂木町）、東は笠間市、石岡市、西は筑西市、南は日本を代表する科学技術中枢都市「つくば市」と隣接しています。

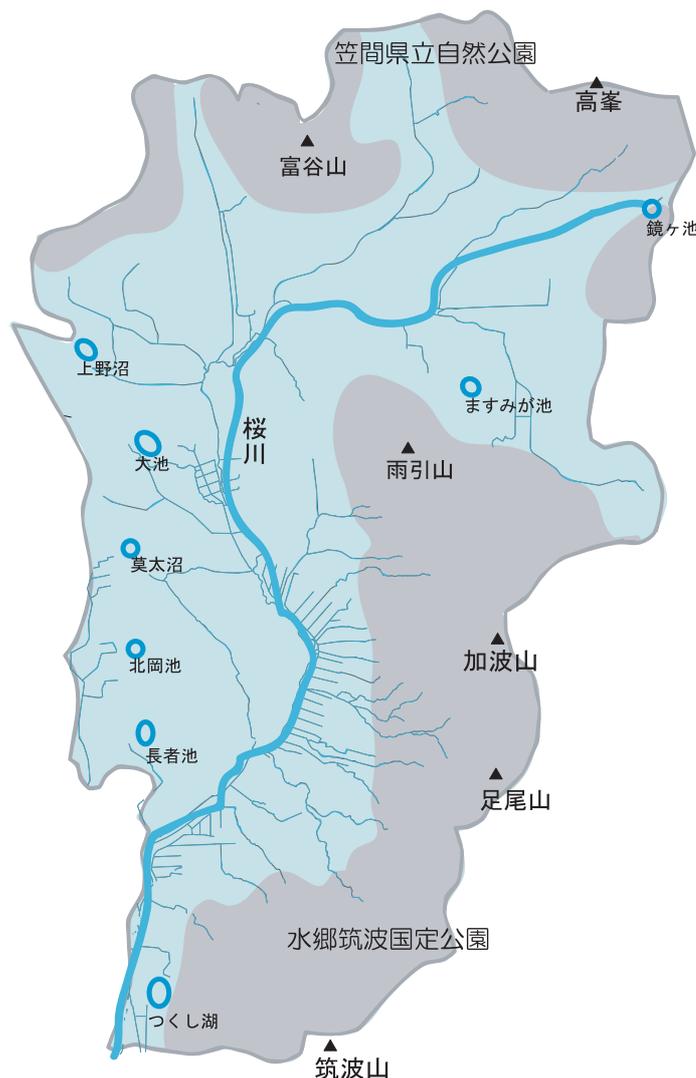
北の高峯・富谷山、東の雨引山・加波山・足尾山から南の筑波山に連なる山々に囲まれた平野部のほぼ中央を桜川が南下し、地域の南北軸を形成しています。

その環境のもと、上野沼や大池、つくし湖など、多くの湖沼を有し、地域の水資源の確保および親水空間として活用されています。

また、加波山から採れる石材をもとにした石材業や平野部の肥沃な土地を利用した農業など、地域資源を活用した地場の産業がいきづいています。

本地域は、このような山と川と平野がおりなす田園都市として発展してきました。近年では、この豊かな自然景観を保全するとともに、自然体験・自然学習・レクリエーションの場としても活用されています。

■ 自然環境図



■ 岩瀬町・真壁町・大和村の概要

岩瀬町

岩瀬町は、高峯、富谷山、雨引山等の山々に囲まれ、町の東西を桜川が流れる自然あふれる町です。また、国指定の重要文化財である「小山寺三重塔」や謡曲「桜川」の舞台でもある名勝「桜川」など、歴史を物語る多くの寺社を有する歴史・文化のまちであるとともに、2つの高等学校と看護専攻科を有する文教のまちでもあります。

町の総面積の3割近くは農地となっており、米と葉タバコが主要作物です。また、明治中期から発展してきた石材業は現在でも重要な産業であり、「石」を活かしたまちづくりが進められています。一方、JR水戸線岩瀬駅・羽黒駅周辺や国道50号沿いには、商業地がひらけています。

真壁町

真壁町は、南から東にかけて筑波山や足尾山、加波山などの八溝山系に抱かれる自然豊かな町です。また、国指定の史跡真壁城跡をはじめとする名所・旧跡や城下町の面影を伝える蔵、白壁等歴史的建造物の保存・活用を進めるとともに、人形浄瑠璃や真壁藍等の伝統的な文化・技術の継承に取り組んでおり、行政と住民が一体となった地域づくりの優良自治体として平成15年度に総務大臣表彰を受けています。

町の基幹産業は農業で、コシヒカリや小玉スイカの産地として知られています。また、加波山から産出される良質な花崗岩（御影石）を利用した石材業も盛んで、特に「真壁石燈籠」は国指定伝統的工芸品となっています。近年は、豊かな自然と地形を利用したアウトドアスポーツも盛んに行われています。

大和村

大和村は、筑波山を南に望む緑豊かな村です。羽田前山・青木などの遺跡から縄文期に遡る人々の活動が確認されているほか、1,400年余りの歴史を有する安産・子育て観音で有名な雨引山樂法寺などの歴史遺産が豊富で、文化・芸術の里として親しまれています。

南北に流れる桜川を中心に肥沃な土地が広がり、コシヒカリや小玉スイカ、野菜等が盛んに栽培されています。また、加波山から切り出される良質の花崗岩や諸外国から輸入した原石を加工する石材加工業は、従来の墓石中心から石灯籠、置物、アート製品まで需要が広がり、年々盛況となる「大和の石まつり」が象徴する豊かな可能性に満ちた地場産業となっています。

(2) 人口構造

～ 進む人口構造の変化 ～

本地域の人口は、平成17年(2005年)国勢調査によると、48,400人、令和2年国勢調査では、39,122人となり15年間で9,278人が減少しています。国勢調査による本市の人口は、長期に渡り微増傾向を続けてきましたが、平成7年の約5万2千人をピークとし、平成12年には減少に転じています。平成7年から平成12年の5年間で1,638人の減少(△3.2%)、平成12年から平成17年の5年間で1,934人の減少(△3.8%)、平成17年から平成22年の5年間で2,727人の減少(△5.6%)、平成22年から平成27年の5年間で3,041人の減少(△6.7%)、平成27年から令和2年の5年間で3,510人の減少(△8.2%)が見られています。

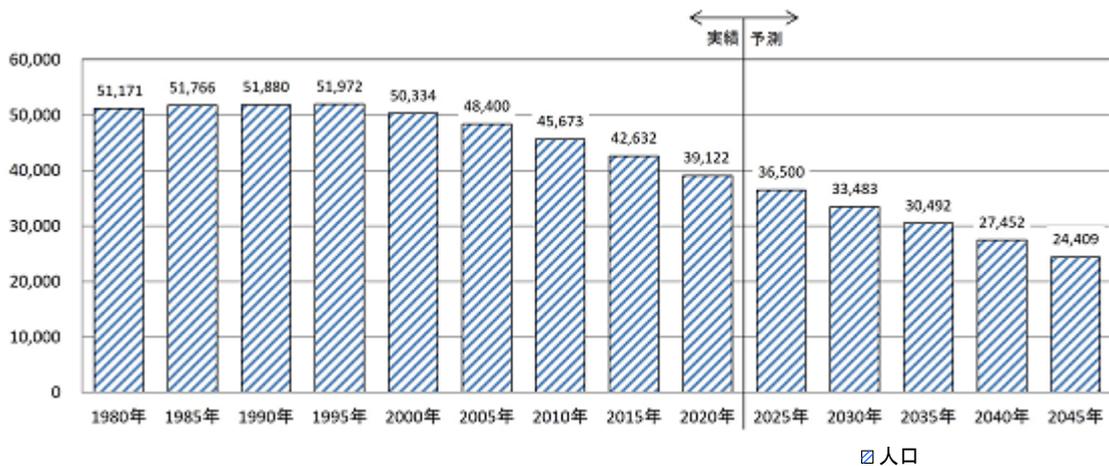
コーホート要因法(*1)による人口推計によれば、本市の人口は、平成7年(1995年)の51,972人をピークに減少傾向へと転じ、令和27年(2045年)には24,409人とピーク時から約28,000人減少するものと予測されます。

また、少子高齢化も急速に進展し、令和27年(2045年)には年少人口比率は7.4%程度にまで減少する一方、老年人口比率は48%近くまで増加するものと予測されます。

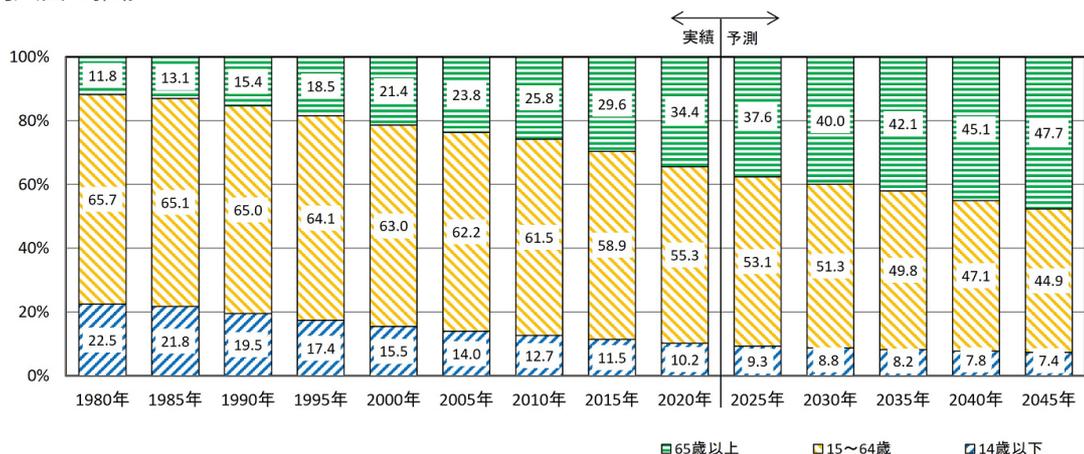
さらに、生産年齢人口比率も一貫して減少傾向にあり、令和27年(2045年)には45%程度に減少することが予想されます。

(*1) コーホート要因法：年齢集団ごとに生存率や純移動率を勘案して推計する方法

■ 人口・世帯推計



■ 年齢3区分別人口の推移



(3) 交通環境

～ 進む広域交通ネットワーク整備 ～

本地域は、首都圏から約70km圏内、筑波山の北西に位置し、北は栃木県（真岡市、益子町、茂木町）、東は笠間市、石岡市、西は筑西市、南はつくば市と隣接しています。

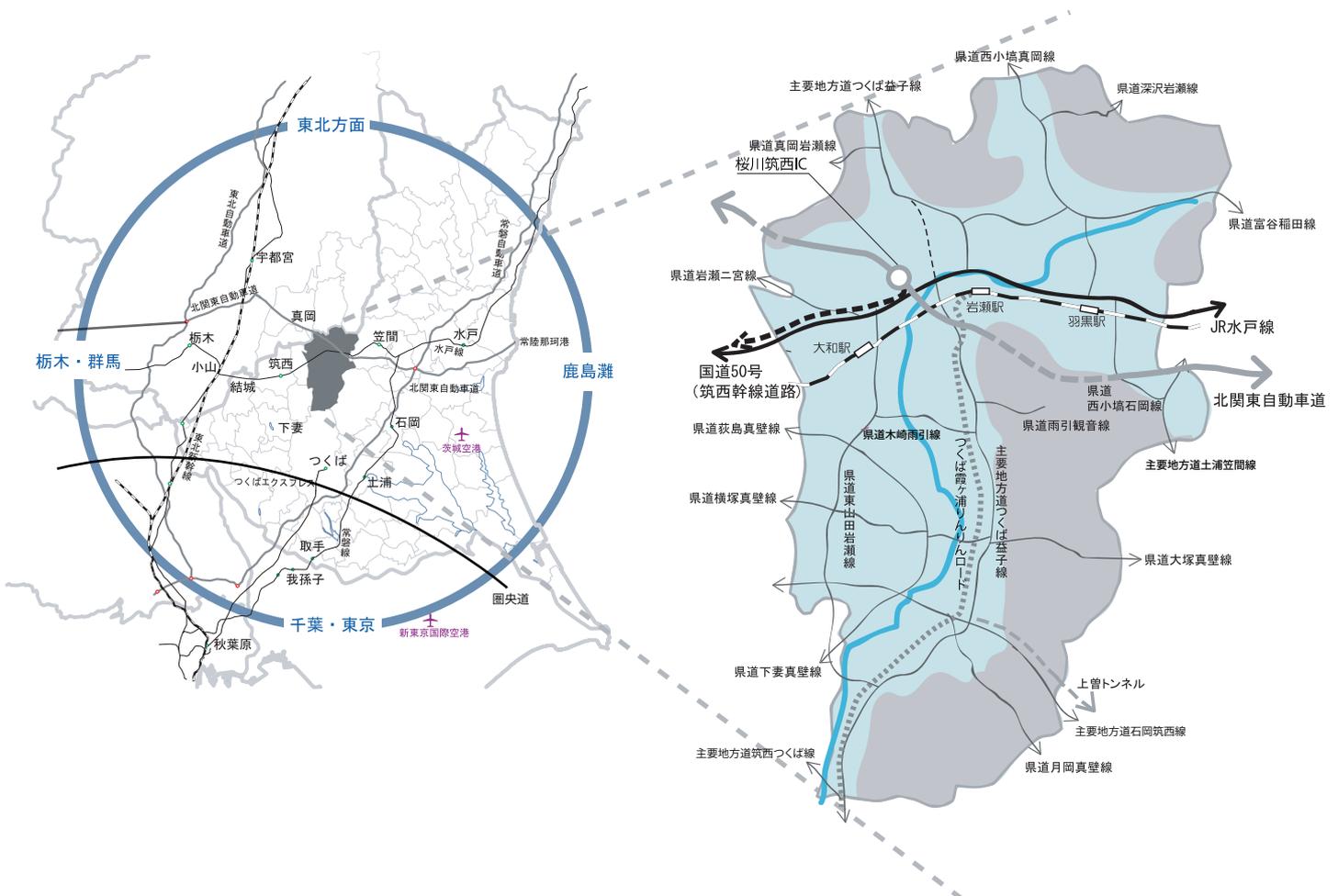
西側には東北自動車道、東北新幹線、JR東北本線、東側には常磐自動車道、JR常磐線などの基幹交通に近接し、それらに連結する国道50号およびJR水戸線が横断する構造となっています。平成23年3月に全線開通した北関東自動車道、桜川筑西IC周辺を新たな核と位置づけ、工業や物流などの産業集積を進めています。

また、平成17年8月のつくばエクスプレス開通や平成29年2月の圏央道茨城県区間全線開通に伴い、モノとヒトの流れが大きく変わりつつあります。

一方、桜川筑西ICと古河・総和方面を結ぶ筑西幹線道路や、国道50号の4車線化、南部中山間地域における主要地方道石岡筑西線上曾峠のトンネル化などの整備が進んでいます。

地域内をみると、東西の国道50号と南北の県道つくば益子線を中心とした交通網が広がっています。これらの交通ネットワークは、東の笠間・水戸方面や西の筑西・小山方面、南のつくば方面、北の益子方面との連携軸を形成しています。また、サイクリングコース「つくば霞ヶ浦りんりんロード」が整備され、親しまれています。

■ 交通網概況図



(4) 産業

～ 多様な産業の集積と新たなインパクトへの期待 ～

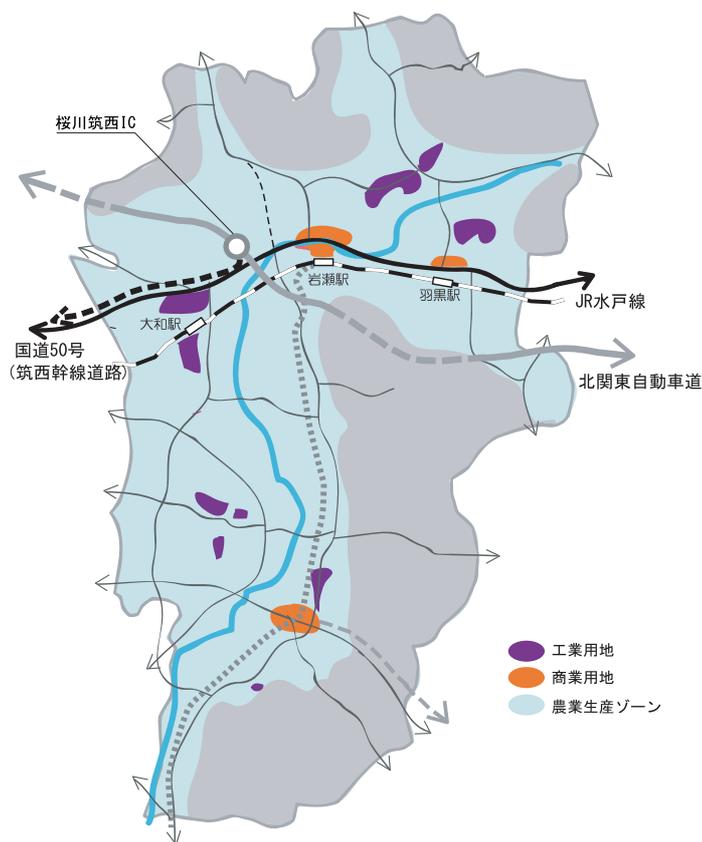
加波山等から産出される良質な花崗岩（御影石）は、隣市の笠間地区と共に、全国有数の生産量を誇り、石燈籠や墓石等その地域資源を活かした石材業が古くから発展してきたのが当地域の一体的な特徴です。その他、醸造業や窯業等の伝統産業もみられます。

また、農業は、米や小玉スイカなどの畑作が盛んとなっており、首都圏型農業の振興が行われてきました。工業では石材業のほか、工業団地の整備により先端技術産業や優良企業の誘致を進めてきました。商業においても、岩瀬地区、真壁地区を中心に商業集積を図ってきました。このように、当地域には多様な産業の集積がみられます。

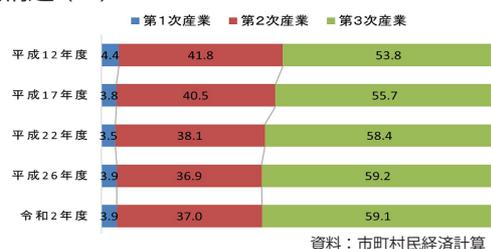
当地域の産業構造を構成比で見ると、農業等の第1次産業は、低いながらも一定の水準を維持しています。製造業や建設業等の第2次産業は構成比が低下傾向にありましたが、近年は向上が見られます。商業やサービス業等の第3次産業は継続して最も高い構成比となっています。また、農業生産額、製造品出荷額等、年間商品販売額のいずれも横ばいか減少傾向にあることから、既存産業の活性化は緊急の課題といえます。また、筑波研究学園都市との近接性や広域連携物流特区(*2)として物流機能の集積、それらを活かす広域交通ネットワーク整備を踏まえた新たな産業振興も期待されているところです。

(*2) 広域連携物流特区：港湾の国際競争力の強化や物流拠点の効率化などを図るため、様々な規制緩和措置がされる地区。常陸那珂港、北関東自動車道沿線地域など。

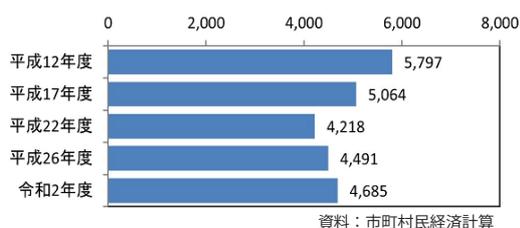
■ 産業分布図



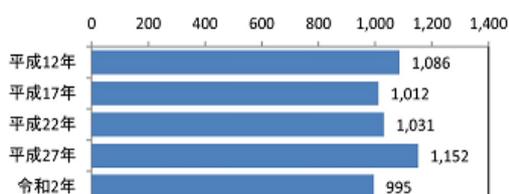
■ 産業構造 (%)



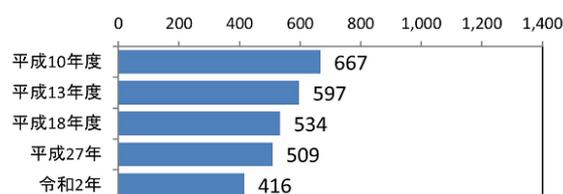
■ 農業生産額 (百万円)



■ 製造品出荷額等 (億円)



■ 年間商品販売額 (億円)



(5) 歴史・文化・レクリエーション

～ 豊富なレジャー・レクリエーション環境 ～

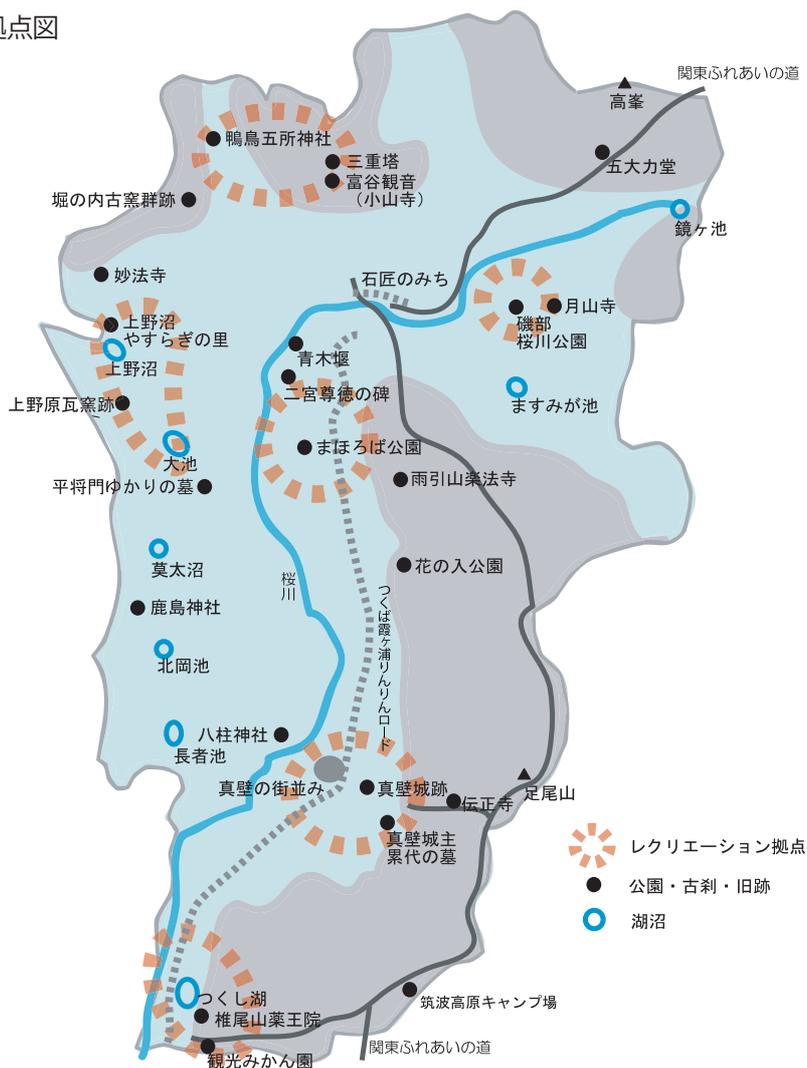
本地域は水と緑の自然環境とともに、豊かな伝統文化がいきづいています。

桜川をはじめとした河川や湖沼などの水辺環境は、住民の憩いの場となっています。また、地域を囲む山々が自然景観を形成し、関東ふれあいの道や筑波山など、レジャー環境として楽しむことができます。さらに、高峯・足尾山でのスカイスポーツやつくば霞ヶ浦りんりんロードを利用したサイクルスポーツも盛んに行われています。

一方、石の文化圏としての顔ももつと同時に、数々の古刹・名刹や城下町として培われた古い街並みも残る歴史豊かなまちとなっています。謡曲「桜川」などの伝統芸能や地域に根づいた祭・イベントも多く、季節の彩りと地域の活気を演出しています。

本地域はこのような自然、歴史、伝統文化の豊かさを活用して、地域住民や都市住民のレジャー、レクリエーション環境を充実させてきました。これからもこのような地域資源を活かした、交流人口の増加による地域の活性化が期待されています。

■ 歴史・文化・レクリエーション拠点図



4 新市建設における住民意向

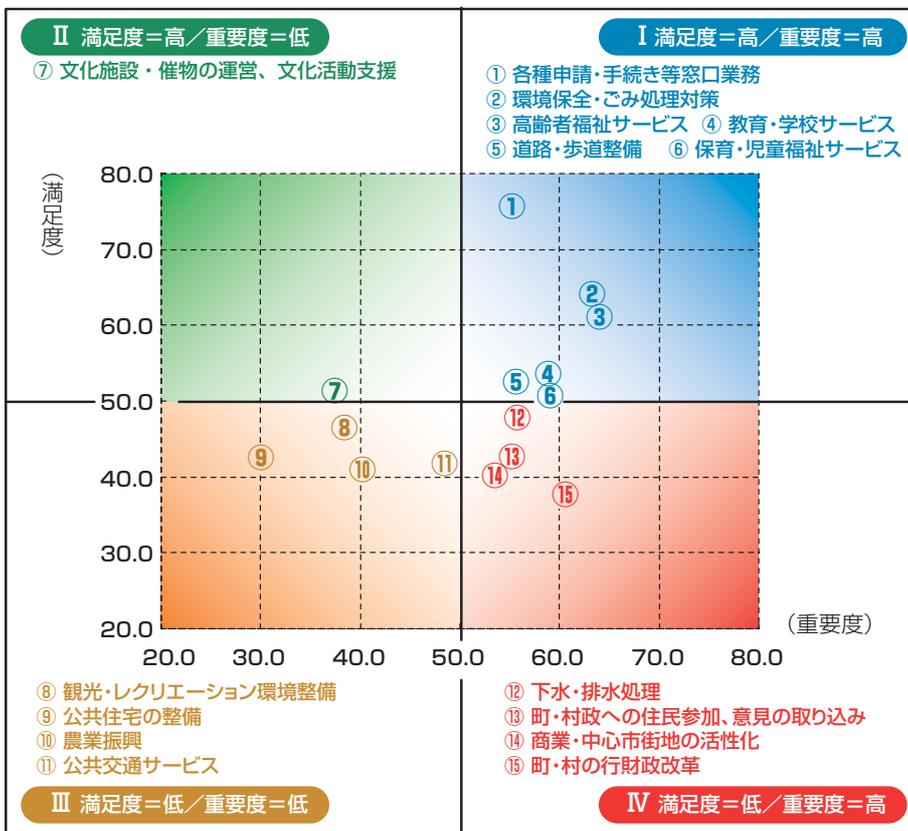
■ 調査の概要

本調査は、新市建設計画の策定にあたり、新市における課題や行政の優先施策、ビジョンに対する住民の意向および合併の認知度等を把握し、計画づくりに反映させることを目的として、岩瀬町・真壁町・大和村在住の20歳以上の男女5,000人を対象とし、行ったものです。有効回収数（有効回収率）は2,062（41.2%）となっています。

■ 行政サービスの重要度と満足度

「3町村合併に関するアンケート調査」における行政サービスに対する満足度（満足している割合）、重要度（重要と考える割合）を分析しました。

住民のみなさんが、「重要であるが、満足度は低い」と考えているサービス（第Ⅳ象限）に注目すると、町・村政への住民参加、意見の取り込み、町・村の行政改革といった行政に関することや、下水・排水処理といった生活上の基盤整備、商業・中心市街地の活性化を期待していることがわかります。

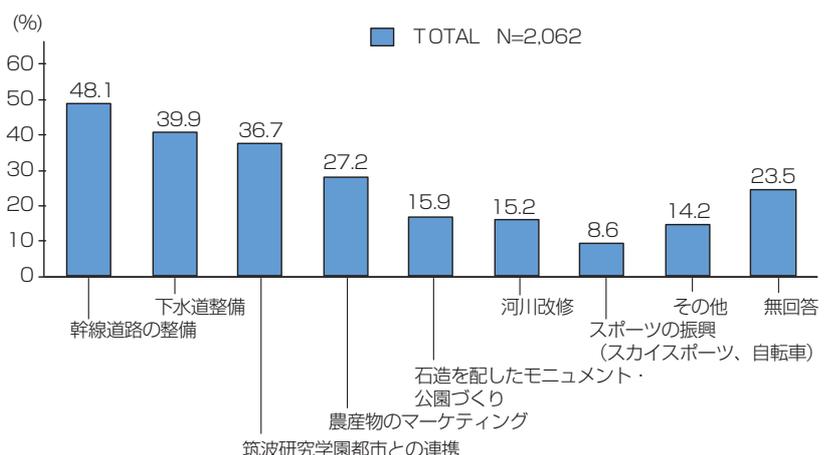


【満足度】各行政サービスに対して満足しているかどうかを偏差値化したもの。値が大きい場合、その行政サービスに満足している人が多いことを示す。

【重要度】各行政サービスが住民にとって重要であるかどうかを偏差値化したもの。値が大きい場合、その行政サービスを重要であると認識している人が多いことを示す。

■ 新市のプロジェクトの優先度

同アンケート調査における新市のプロジェクトに対する住民意向としては、「幹線道路の整備」、「下水道整備」などの都市基盤・生活基盤整備へのニーズが強く表れています。また、「筑波研究学園都市との連携」への回答も多くなっています。



5 新市として飛躍するための課題

(1) 関連計画の整理

■ 3町村の総合計画における将来像

3町村の総合計画における将来像等は以下のとおりです。

町村名	名称	将来像等	策定期期	計画年度	
				基本構想	基本計画
岩瀬町	岩瀬町 第4次 総合計画	愛して～岩瀬 … I-CITY IWASE … ○人と人とが手を取り合うまち ○未来へ伸びゆくまち ○誰もが住みやすいまち ○豊かな文化を育むまち ○健康とやすらぎのあるまち ○地域産業が元気なまち	平成13年 3月	平成13年度～ 平成22年度	平成13年度～ 平成17年度 (前期基本計画)
真壁町	第4次 真壁町 総合計画	健やかに 豊かに 歴史・自然と生きるまち-真壁 ○健やかに暮らせる安らぎのまち ○暮らしを支える 快適で安全なまち ○生き生きとした心豊かなまち ○いにしへの姿を留めた 魅力あるまち ○美しくうるおいのあるまち ○活力と創造性にあふれるまち ○町民とともに歩むまち	平成13年 3月	平成13年度～ 平成22年度	平成13年度～ 平成17年度 (前期基本計画)
大和村	第4次 大和村 総合計画	雨引の山ふところと桜川の大地に 子どもたちの笑顔、輝きつづける地域 ○安息と活気の 調和した環境づくり ○活気あふれる産業の育成 ○子どもたちの 成長を支える地域づくり ○生涯を楽しく生きる地域づくり ○住民主体の自治の構築	平成16年 3月	平成16年度～ 平成25年度	平成16年度～ 平成20年度 (前期基本計画)

■ 国、県等の関連計画における本地域の位置付け

国、県等の関連における本地域の位置付けは以下のとおりです。

計画名	本地域の位置づけ	策定時期	目標年度
国土形成計画	新市を含む北関東3県と隣接する福島県及び新潟県の磐越2県は、これまでも広域圏を越える広域連携の取組を通じて、交通基盤整備の進展等を活かした地域の自立的発展を推進している地域であることから、引き続き分科会の活用等により当該地域の特性に応じた発展構想等を描くことが示されている。	令和5年7月	概ね10年間
首都圏広域地方計画	新市を含む北関東地域3県(茨城県、栃木県、群馬県)に磐越地域2県(福島県、新潟県)を加えた「北関東・磐越地域」については、その位置、規模、都市集積等の状況から見て相当の発展ポテンシャルを有する地域であり、既に、相互連携の強化や自立的発展に向けた取組もなされていることから、それらの広域的取組を本計画に積極的に位置づけ、実効性のある形で推進していくことが示されている。	平成28年3月	令和7年
第2次茨城県総合計画 「新しい茨城」への挑戦	新市は、県西地域に位置付けられており、目指す将来像が以下のように示されている。 ○東京圏に近接する立地環境を活かした定住の促進 ○歴史ある街並みや伝統文化、自然環境を活かした交流人口の拡大 ○東京圏の食を支える農産物の一大供給拠点としての発展 ○地域産業が活性化した一大産業拠点の形成と伝統的な地場産業の販路拡大	令和4年3月	令和7年度
下館・結城都市計画区域 マスタープラン	新市は、下館・結城都市計画区域に含まれ、以下のような都市づくりが示されている。 ○日本を代表する大規模園芸農業に加え、伝統的な地場産業や先端技術を活用した新たな産業がバランスよく発展した経済圏の形成 ○福祉・医療・商業などの生活に必要な都市機能の集約と地域間の連携(コンパクト+ネットワーク)を図ることにより、人口減少下においても持続可能な都市づくり	令和3年9月	令和7年度
第五次 筑西広域市町村圏計画	豊かな自然、地域文化・伝統、工業・商業・農業を筑西地域の連携強化により融合し、かつ安心して暮らせる地域を形成することが示されている。	平成20年3月	平成29年度

(2) 課題

■ 経済基盤の再構築

基幹産業である農業や石材業などの地場産業の振興のために、生産基盤・経営基盤の安定や後継者対策が求められている。また、モノ・カネが地域内において動く経済循環のしくみが必要である。一方、広域交通ネットワークの整備にあわせて、観光振興や新産業の創出が期待されている。

- 農業の振興として、生産基盤の整備や担い手の育成、農業生産物の高付加価値化等、安定性、生産性、収益性の高い生産構造の確立が求められる。
- 地場産業である石材業については、新たな石製品の需要開拓や事業者の経営基盤強化等が急務となっており、まちのシンボリック産業としての振興と後継者の育成を図る必要がある。
- 石材加工等の伝統的な技術を継承するしくみづくり・人づくりが求められている。
- 田園地域としての自然環境や生活環境と共生・調和した産業展開・運営が必要となっている。
- 中心商業地の衰退に対応して、生活に密着した商業地の魅力づくりや効果的な商業集積を図る必要がある。
- 北関東自動車道や筑西幹線道路等の広域交通ネットワークの整備に合わせて、活力ある事業所の立地促進等による工業振興を図るとともに、工業専用地域の有効な活用策の検討が必要である。
- 経済効果が期待される観光産業や体験型観光による交流人口の増加をめざし、公共交通機関、道路、宿泊施設、体験施設等の条件整備を進める必要がある。
- 若年層の流出対策、また地域の産業振興対策として、筑波研究学園都市との連携による魅力ある産業の創出・就業の場づくりが望まれている。

■ 暮らしよい都市機能・生活基盤の整備

良好な都市環境と生活環境をめざし、地域特性に調和した土地利用を図ることが求められている。

- 幹線道路・生活道路・集落道路と、広域交通ネットワークの整備により、住民ニーズに合わせて、交通利便性を向上する必要がある。
- 少子高齢時代に対応した公共交通として、また本地域内移動手段として、バス路線および便数の増設等が求められている。
- 市街地の低迷や空洞化に対応した魅力あるまちづくりが必要となっている。特に、文化・商業・娯楽機能の集積や歴史的街並みの保全・活用等による魅力づくりが求められている。
- 公園・緑地や良好な居住空間の整備が求められている。
- 水質汚濁や雨水・溢水対策として、河川や下水道の整備による良好な水環境づくりが必要となっている。

■ 環境共生社会への転換と伝統的景観の保全

循環型社会^(*3)への要請と自然環境の保全が社会潮流となっており、本地域においても、山、川、田園地帯の機能維持と自然環境に調和した環境共生型地域づくりが求められている。

- 騒音、水質汚濁などの公害対策や、産業廃棄物・一般廃棄物の不法投棄の増加への対応が必要となっている。
- 自然資源の活用や、地域における資源循環のしくみづくりが求められている。
- 計画的で有効な土地活用による、生活環境の維持・景観保全を図ることが求められている。
- 歴史的街並み景観や建造物を保全・活用することが大切である。
- 「石」を活用したイメージづくりや伝統・文化の維持が必要である。

(*3) 循環型社会：製品の再生利用や再資源化などを進めて天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会。

■ 少子高齢社会への対応

少子高齢社会の到来による人口構造変化のなか、高度化・多様化した住民ニーズへの対応が求められている。

- 高齢化による年金、健康保険等の行政負担が増加する中で、多様な保健・医療・福祉サービスの需要増大への対応が緊急の課題となっている。
- 地域の子どもや高齢者の安全確保のため、コミュニティ^(*4)による交通安全・防犯・防災対策が求められている。
- 少子高齢化に対応した児童福祉・子育て支援、高齢者福祉等の充実とともに、安心できる地域のサポート体制づくりが求められている。
- 高齢者の就労の場や生きがいづくりの場の充実が求められている。
- 人口構造変化に対応した地域の公共施設の適正配置を図る必要がある。
- 医師不足や医療施設の老朽化などにより、地域における持続可能な医療提供体制の確保が困難となっている。

(*4) コミュニティ：共同体または共同社会

■ 地域社会を支える人材育成

誰でもいつでもどこでも学び、楽しみあえる生涯学習環境の充実が求められている。

- 地場産業における技術や地域ごとの伝統芸能・伝統行事など、地域に根づいた知識・知恵を伝承・活用するためには、それらを会得している人材の活用や指導者の育成、参加の機会づくりが欠かせない。
- これからの地域を担う人材の育成は最重要課題であり、学校や家庭、地域における良好な学習環境や生活環境の充実が求められている。
- 地域社会のなかで、お互いを尊重しあい、誰もが充実した生活を営むことができるための意識啓発が必要である。
- 老若男女が共同で地域づくりに携わることができる環境づくりが必要となっている。

■ 周辺地域・研究開発機関との連携による地域ポテンシャル^(*5)の強化

広域交通ネットワーク整備（常陸那珂港の本格開港、北関東自動車道の整備、つくばエクスプレスの開通、茨城空港の開港等）による経済効果を想定した、社会基盤・地域資源の効果的な活用・開発が望まれている。

- 地域発展可能性の一つとして「広域連携物流特区」における物流拠点としての機能集積と活力ある事業所の立地促進等が期待されている。
- 広域的に解決することが必要な施策については、これまで培ってきた周辺自治体との連携を継続・強化していくことが重要である。
- 筑波研究学園都市との近接性を踏まえ、本地域を研究対象のフィールドやモデル地域として開放することによる研究開発機関との連携体制を整え、地域資源の有効活用や新たな産業創出をめざすことが考えられる。

(*5) ポテンシャル：潜在的な力、可能性

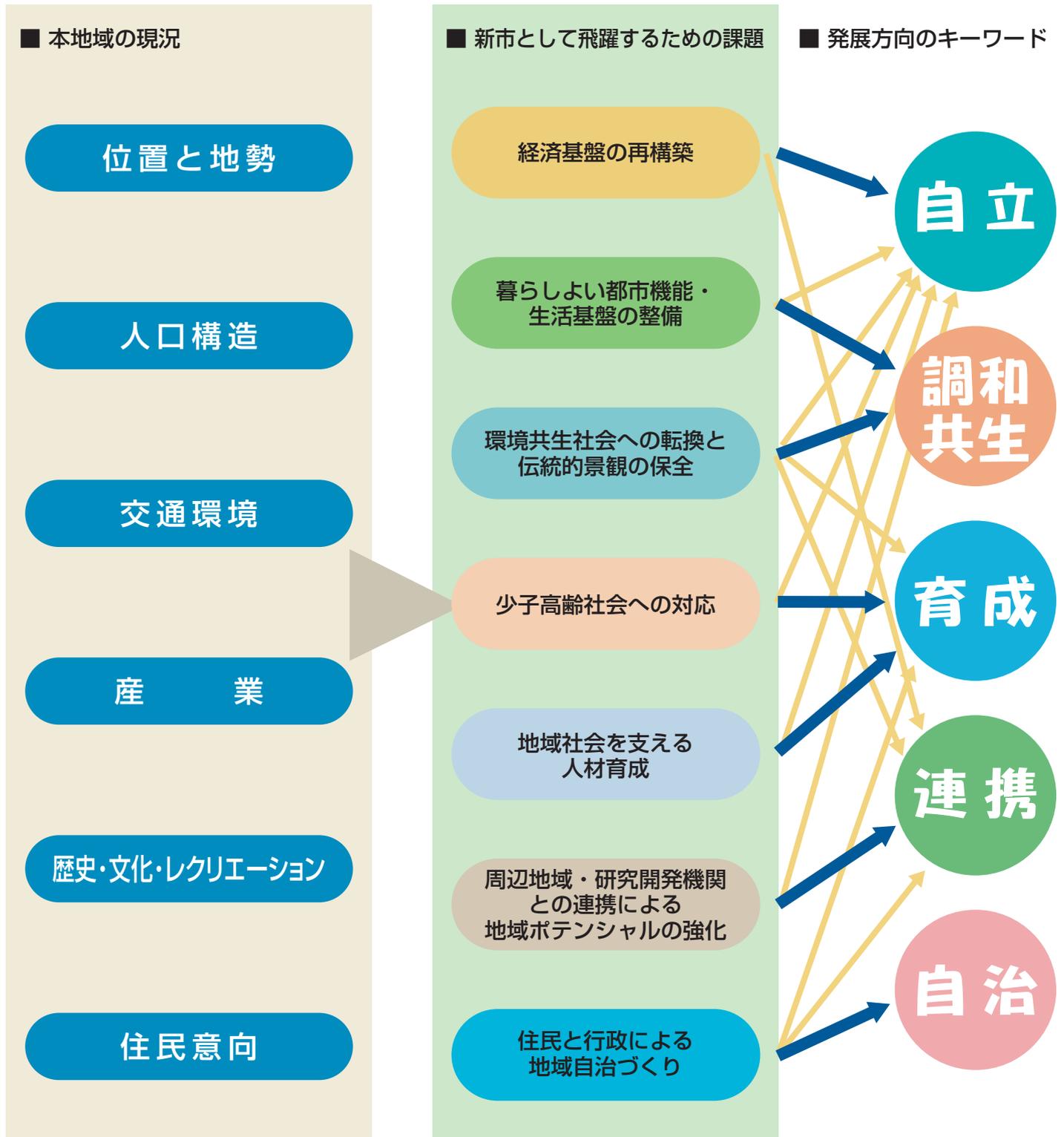
■ 住民と行政による地域自治づくり

地域特性や社会潮流、住民ニーズを踏まえ、多様な地域づくりへの対応が求められている。

- 行政と地域住民との協働による地域自治を進めていくことが不可欠となっている。
- 地域共同体意識の希薄化、地域コミュニティの衰退を考慮すると、地域コミュニティの再生とともに、福祉や文化活動、地域安全対策等による新たな人の連携をつくりだすことが必要となっている。
- 地域課題、住民ニーズに対応できる効率的・効果的な行財政の運営が必要である。
- 地域個性の維持・活用・創出による地域住民の居住環境としての満足度を向上させると同時に、周辺自治体との都市間競争への対応が求められている。
- 新たなまちづくりの手段として、情報の受信・発信におけるIT^(*6)の積極的導入、有効活用が期待される。

(*6) IT：Information Technology（インフォメーションテクノロジー）を略したもので、インターネット、携帯電話などの新しい情報技術の総称。

<現況・課題・発展方向のフローチャート>



6 新市の発展方向

本地域における特性や地域を取り巻く環境、社会潮流および住民意向をふまえ、よりよい地域となるための生活や経済、歴史・文化、自然環境、広域連携の考え方と、まちづくりの方向を次のように示します。

自立

地域を支える経済基盤の確立〔経済的発展の視点〕

- 地域資源を活かし、基幹産業の新たな展開や地域内経済循環のしくみづくりを創造します。
- 伝統的技術の伝承・保存やコミュニティビジネス(*7)など、地域の特性や課題に密着した産業を振興・創出します。
- 自然や歴史など、豊富な観光資源を活かし、交流人口を増加させます。
- 多様な消費者ニーズに対応した商店街の形成や商業活性化施策を推進します。
- つくば市に代表される研究開発機関との連携や、物流拠点としての基盤・体制づくりを進め、経済的発展可能性を検討します。

調和 共生

地域調和・環境共生の生活創出〔地域環境づくりの視点〕

- 暮らしよい都市機能・生活基盤の整備を進めるとともに、地域自然環境に調和した機能保全・景観保全の土地利用を図ります。
- 資源循環のしくみづくりとして、環境と共生したライフスタイルづくりを進めます。
- 歴史的街並み景観や石材などの地域の伝統的、文化的資源の保全・活用・創造を進めるとともに、地域イメージの統一・調和のまちづくりを展開します。

育成

少子高齢時代の地域社会の構築〔社会環境づくりの視点〕

- 人口構造の変化を踏まえた公共施設等の整備を進めるとともに、住民ニーズに対応した行政サービスを展開します。
- 多様化する社会環境に対して、健全で安心できる地域コミュニティづくりへの支援を図ります。
- 地域ごとの伝統・文化などを継承するために、保存・育成における支援を行います。
- 地域づくりを担うあらゆる世代の人材育成と、能力開発の機会づくりを進めます。
- 地域医療機関、医療機能の再編統合を行い、必要な医療提供体制を構築します。

連携

自立を支える地域連携の推進〔地域間連携の視点〕

- 道路ネットワークの整備により、広域的なヒト・モノの移動性を確保します。
- 川や山といった自然環境のつながりを活かし、広域的な自治体連携、自然環境保全、人的交流の機会創出を図ります。
- 広域的な施策展開が必要なもの、効果的なものについては、これまでの広域行政を継承し、さらに連携を深めます。
- 筑波研究学園都市の研究開発機関との近接性や広域連携物流特区指定のメリットを活かし、地域資源の有効活用や新たな産業創出による個性づくりを図ります。

自治

豊かな地域を創造する自治の確立〔住民・団体自治の視点〕

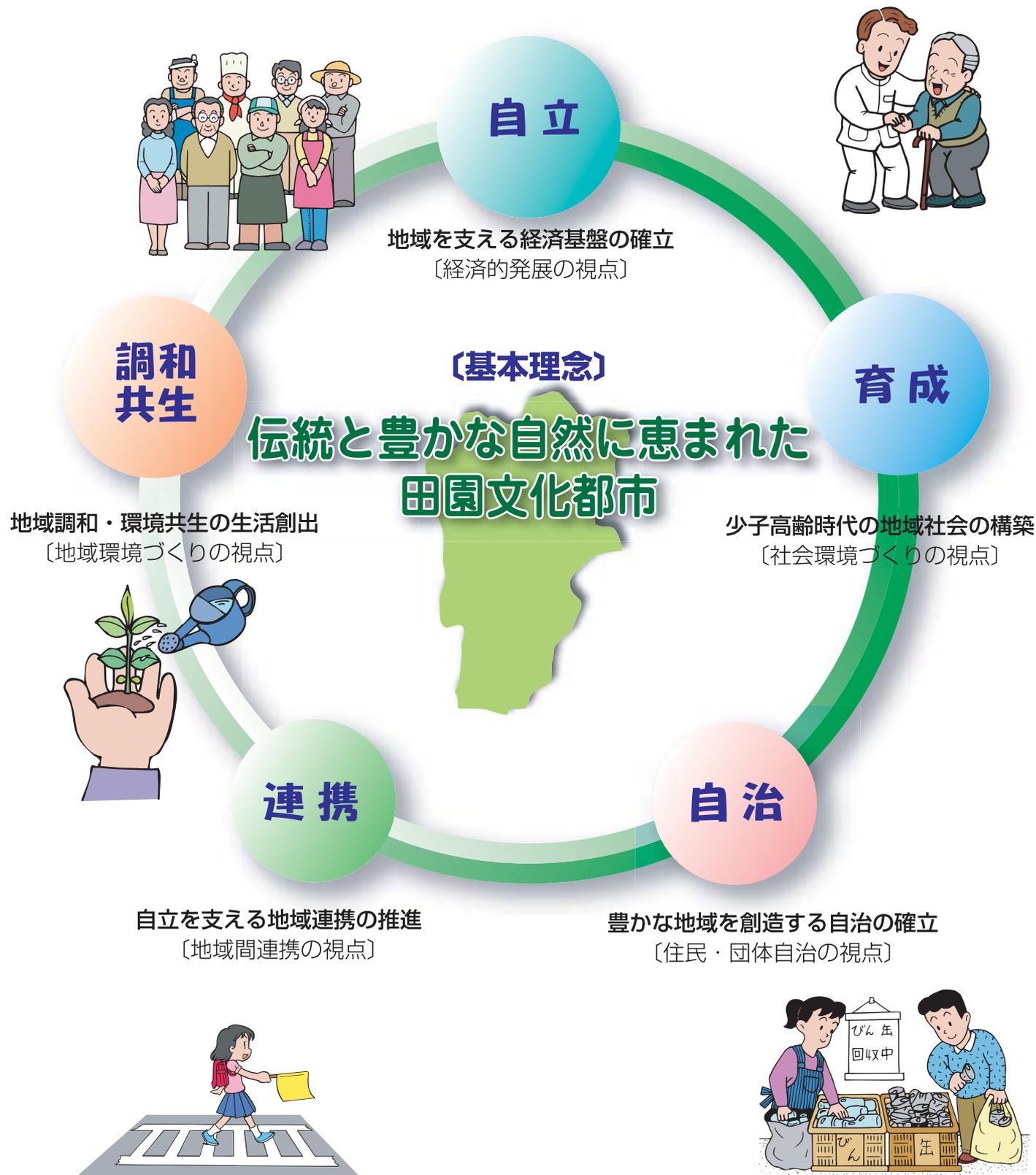
- 住民と行政の協働による地域運営をめざし、住民参加のしくみづくりから、住民自治の組織づくり、人材育成を支援・推進します。
- 効率的、効果的な行財政を推進するとともに、地域課題、住民ニーズに対応した行政サービスを展開します。
- 協働のまちづくりを支える情報の提供・活用のしくみづくりとして、ITの積極的導入および有効活用を図ります。

(*7) コミュニティビジネス：地域の人々が、地域に眠っている資源（労働力、原材料、技術力など）を活用して行う小規模ビジネスで、利益の追求に加え地域課題の解決を目指すもの。

7 新市の基本方針

(1) 新市の基本理念

新市の特性、課題により整理した新市の発展方向を実現するため、新市のまちづくりの基本理念を次のように定めます。



(2) 重点プロジェクト

新市の基本理念を早期に、効果的に達成するための重点施策として、前述の5つの発展方向に沿い、以下の重点プロジェクトを設定します。

“自立” プロジェクト [地域を支える経済基盤づくり]

- 石を中心とした地場産業の拡大・新技術開拓
- 農業生産基盤の強化と魅力づくり
- 地域内経済循環のしくみづくり
- レジャー・レクリエーション環境整備による観光の活性化
- 地域産業を担う人材づくり（技術の維持・蓄積）
- 市街地の個性づくり

“調和・共生” プロジェクト [地域調和・環境共生の生活づくり]

- 快適な都市機能・生活基盤の整備
- 環境共生型のライフスタイルづくり（省エネ・新エネ、田園空間の維持・管理体制）
- 歴史的資源を活かした交流拠点づくり
- 「石」を活かした景観づくり

“育成” プロジェクト [少子高齢時代の地域社会づくり]

- 人口構造の変化を踏まえた公共施設の整備・充実
- コミュニティの安心・安全体制づくり
- 地域の学習環境づくり（レジャー、伝統・文化、芸術にふれあう機会創出）
- 少子高齢社会に向けた良質で安全な医療施設の整備
- 地域を支える人づくり

“連携” プロジェクト [自立を支える地域連携づくり]

- 道路ネットワーク、公共交通サービスの整備
- 研究機関と連携した地域モデルづくり
- 河川流域を軸とした広域的なネットワークづくり（山地・河川など）

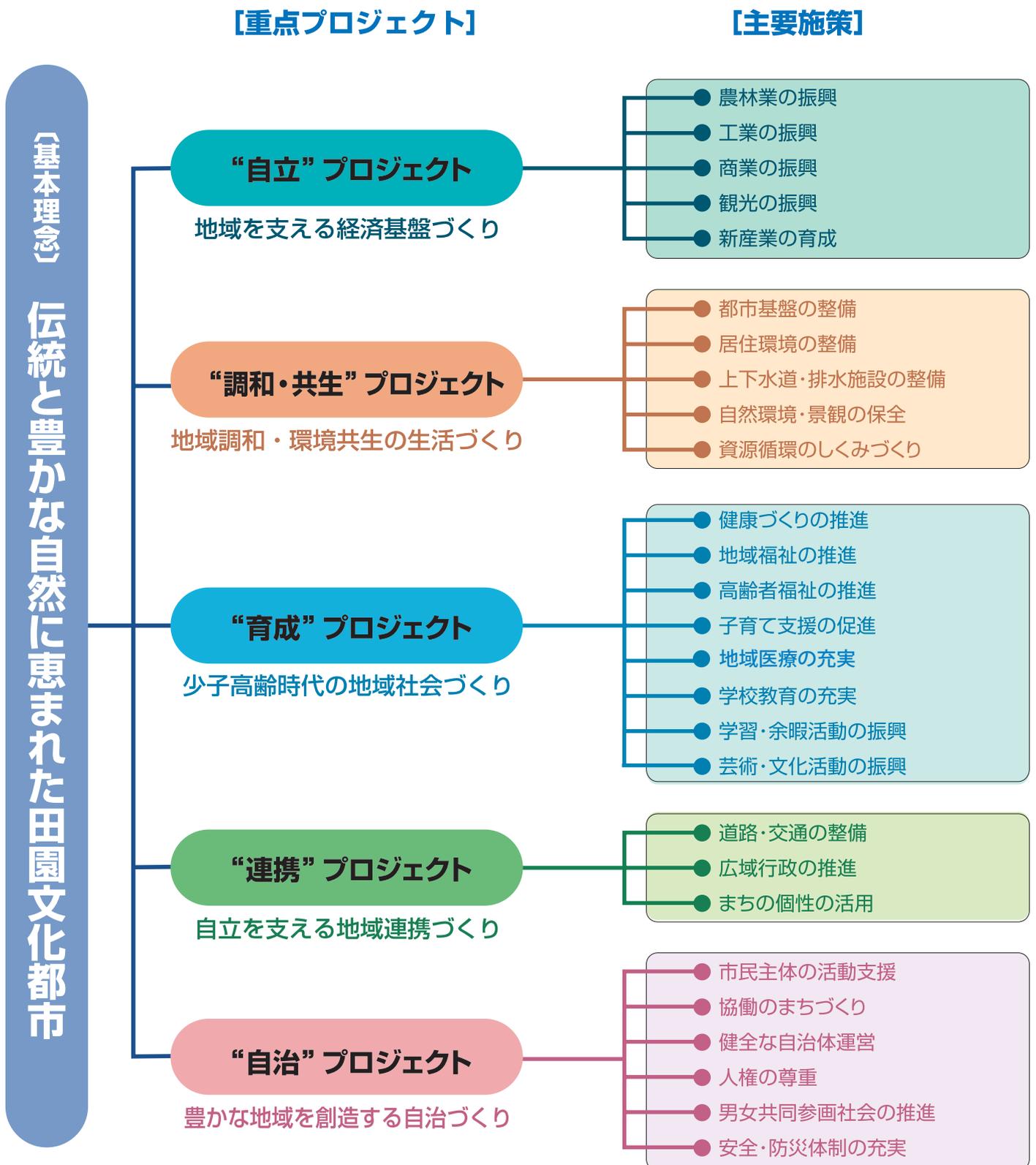
“自治” プロジェクト [豊かな地域を創造する自治づくり]

- 市民主体の活動と自治のしくみづくり
- 公共施設の適正配置
- 効率的な行財政の確立
- 住民と行政の協働によるまちづくり組織の立ち上げ
- 情報提供・活用のしくみづくり（IT環境の整備）

(3) 新市の基本政策

新市の発展方向に沿い、新市の基本政策・主要施策を以下のように定めて推進します。

■ 基本政策・主要施策 体系図



(4) 新市の土地利用基本方針

新市における基本理念や重点プロジェクト、基本政策の実現に向け、新市の土地利用を以下の5つのエリアに区分し、都市基盤整備や自然環境のバランスを考慮した適正な誘導をすすめます。

■ 自然環境保全エリア

多様な自然環境の保全とともに、レジャー・レクリエーション機能としての活用を図ります。

■ 農業生産エリア

優良な農用地の保全と活用に向けて、立地条件を生かした高付加価値化を図ります。また、美しい農村環境の保全に努めると同時に、良好な農村基盤整備をすすめます。

■ 産業施設・工業エリア

産業施設、工場の集約化と活性化を図ると同時に、

企業誘致をすすめます。

■ 商業系市街地エリア

都市的機能の集積を高め、人々の賑わいと交流拠点として整備をすすめます。住民の生活利便性、快適性を高め、新市の生活環境の向上に努めます。

■ 住居系市街地エリア

住民が生活を営む基本的地域として、多様なライフスタイルに応じた居住環境の整備をすすめます。

また、レクリエーションおよび歴史・文化をテーマとしたまちの活性化のため、拠点整備を行います。

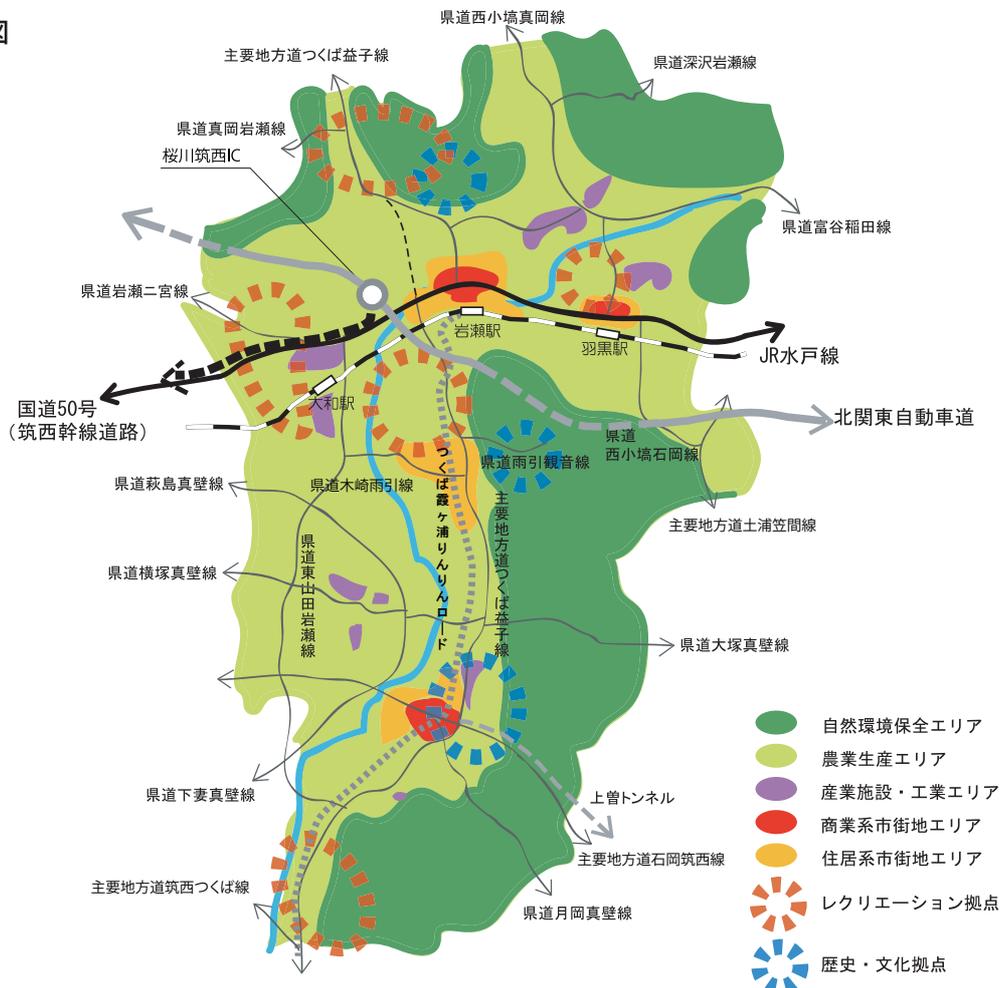
■ レクリエーション拠点

自然体験型の観光・レクリエーション施設の整備をすすめます。

■ 歴史文化拠点

歴史的、文化的遺産の保全と整備に努め、地域内外からの観光拠点としての整備をすすめます。

■ 土地利用現況図



8 新市の主要施策・想定される主要事業

新市の基本理念「伝統と豊かな自然に恵まれた田園文化都市」を実現するため、前項の5つの政策に基づき、以下のような施策を体系的に推進していきます。

本計画では、そのうち主な施策と事業について、掲載します。

なお、詳細な事務・事業については、新市の基本構想・基本計画および実施計画に委ねることとします。

(1) 地域を支える経済基盤づくり

- ① 農林業の振興
- ② 工業の振興
- ③ 商業の振興
- ④ 観光の振興
- ⑤ 新産業の育成

(2) 地域調和・環境共生の生活づくり

- ① 都市基盤の整備
- ② 居住環境の整備
- ③ 上下水道・排水施設の整備
- ④ 自然環境・景観の保全
- ⑤ 資源循環のしくみづくり

(3) 少子高齢時代の地域社会づくり

- ① 健康づくりの推進
- ② 地域福祉の推進
- ③ 高齢者福祉の推進
- ④ 子育て支援の促進
- ⑤ 地域医療の充実
- ⑥ 学校教育の充実
- ⑦ 学習・余暇活動の振興
- ⑧ 芸術・文化活動の振興

(4) 自立を支える地域連携づくり

- ① 道路・交通の整備
- ② 広域行政の推進
- ③ まちの個性の活用

(5) 豊かな地域を創造する自治づくり

- ① 市民主体の活動支援
- ② 協働のまちづくり
- ③ 健全な自治体運営
- ④ 人権の尊重
- ⑤ 男女共同参画社会の推進
- ⑥ 安全・防災体制の充実

(1) 地域を支える経済基盤づくり

施策・事業の方針

地域の活力源である経済基盤を強化するため、基幹産業の農業や、石材を始めとした地場産業の振興を図るとともに、住民生活を支える商業の魅力づくりや、融資制度などによる中小企業支援、地元雇用型の企業誘致、地域資源を活かした観光振興を行います。また、地域内経済循環のしくみづくりのため、農産物の地産地消(*8)の推進や地域課題を解決するコミュニティビジネスの起業支援などを行います。

当地域の潜在力を経済発展に結びつけるため、広域連携物流特区指定を活かした拠点づくり、研究開発機関との連携など、新産業の創出を促進します。

■主な施策内容

① 農林業の振興

当地域の恵まれた自然や土地の条件、大消費地に近接する特性を活かしながら、農産物の付加価値を高める農業を推進するとともに、経営規模の拡大や後継者対策を含め、新たな生産組織体制の構築を検討します。

また、地元の人に安全・安心な農産物を提供する直売所の設置・販売などを通して、地産地消を推進します。

② 工業の振興

工業団地については、進出企業に対する税の減免などによって地元雇用型の企業を積極的に誘致し、地域経済の発展と定住人口の増加をめざします。また、石材業を始めとした地場産業や地元企業の育成に努めます。

地元企業群を組織化して地域内分業をすすめ、製品開発や共同マーケティング(*9)を行うほか、産学官連携によって民間活力を活用した地元企業の振興を図ります。

③ 商業の振興

地元購買率を高めることで、商業の発展と資金の地域内循環による経済波及効果を高めるため、商工会や商店街の振興、組合などを積極的に支援します。また、大型店舗を誘致することで、消費者ニーズに応えるほか、地元商店街との相乗的な発展効果を図ります。

④ 観光の振興

当地域のさまざまな資源を活用して、総合産業として経済波及効果の大きい観光を振興します。当地域で発展性のある観光資源としては、地域の豊かな自然にふれあい、体験するグリーン・ツーリズム(*10)、歴史的建造物や史跡、スカイスポーツなど多様です。

観光振興に関しては、宿泊施設を整備して現在の日帰り型から滞在型への展開が望まれますが、これについては民間事業者とも連携して進めていきます。

⑤ 新産業の育成

物流産業は、立地企業からの税収や地元住民の雇用拡大などに大きな期待がもたれます。北関東自動車道の整備に伴う広域連携物流特区指定のメリットを生かし、関連企業の誘致に積極的に努めます。

また、福祉・IT 関連など地元の生活者ニーズに応えるコミュニティビジネスを始めとした起業・創業を支援します。

■ 主な事業内容

施策① 農林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林業整備計画の策定 ● 農村基盤整備事業 ● 認定農業者育成事業 ● 農道整備事業 ● 林道整備事業
施策② 工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 工業団地の整備・企業誘致 ● 地場産業の人材育成 ● 伝統工芸のブランド化 ● 製造業ネットワークづくり
施策③ 商業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 商店街の活性化 ● 大型店舗の誘致 ● 商工会への支援
施策④ 観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光拠点施設の整備 ● キャンプ場などの活用 ● 祭りの開催・協賛 ● つくば霞ヶ浦りんりんロード
施策⑤ 新産業の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 物流関連企業の誘致 ● コミュニティビジネス等の起業支援

■ 県事業

<ul style="list-style-type: none"> ● 県営一般農道整備事業 樺穂Ⅰ期地区・Ⅱ期地区 ● 経営体育成基盤整備事業 長讃地区 ● 農業用河川工作物応急対策事業 青木堰地区
--

(*8) 地産地消：地元で生産された農林畜水産物を地元で消費すること。

(*9) マーケティング：個人や組織の目標を満足させる交換を創造するための、アイデア・製品・サービスのコンセプト、価格、プロモーション、流通を計画し、実行する過程のこと。

(*10) グリーン・ツーリズム：緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

(2) 地域調和・環境共生の生活づくり

施策・事業の方針

快適で暮らしやすい環境づくりのため、市街地や駅周辺など都市基盤の整備および上下水道・排水施設、自然調和型の宅地開発など、生活基盤の整備をすすめます。

また、歴史的街並み景観や自然環境などの地域の誇る資源と調和したまちづくりを展開します。

個人にも事業所にも、環境保全・資源循環の意識啓発や実践活動を促進し、自然と共生する生活環境づくりをすすめます。

■ 主な施策内容

① 都市基盤の整備

JR 駅を、人や物を呼び込む地域の拠点として位置づけ、街路事業や宅地開発などと併せて、総合的に整備します。

また、交通制約者を含めすべての住民にとって、便利で住みやすい都市機能を備えた市街地の整備・開発を推進します。

桜川筑西IC周辺地区は、医療や商業、産業の集積を図るとともに、住宅や公園などを整備し、市民の交流を図る拠点づくりを進めます。

② 居住環境の整備

定住人口の増加を目指して、当地域の自然豊かな居住空間をアピールした、自然と調和する宅地開発を行います。

また、これまで整備されてきた公営住宅については、快適で安心して暮らすことができるよう、必要に応じて建替えを進めるとともに、適正な管理に努めます。

③ 上下水道・排水施設の整備

安全な飲料水の提供のための上水道を整備します。

清潔で快適な生活環境を確保するとともに、河川や湖沼などの公共用水域の水質を保全するため、生活排水ベストプランに基づき、下水道・合併処理浄化槽、農業集落排水事業を進めます。

④ 自然環境・景観の保全

山林や湖沼など、当地域の誇る豊かな自然を守り育てていきます。また、住民が、桜川や地域内の多数の湖沼に親しみ憩うとともに、環境保全意識を高められるよう、親水公園化をすすめます。

当地域の伝統的建造物に調和した街並み整備などに取り組むほか、「重要伝統的建造物群保存地区」(*11)を活かしたまちづくりを推進します。

⑤ 資源循環のしくみづくり

地球環境保全に対する地域の責任を果たすため、環境負荷の軽減に努めます。

住民や事業所などの環境保全に対する意識啓発を積極的に行い、適正な廃棄物処理などの励行を促進します。また、資源ごみの再利用・再生利用(リサイクル)を推進します。

地球温暖化対策については、地域新エネルギー(*12)・省エネルギービジョンを策定し、行政が率先して実践します。

■ 主な事業内容

施策① 都市基盤の整備	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地区画整理事業 ● 駅周辺の整備 ● 人にやさしい市街地の整備
施策② 居住環境の整備	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 宅地開発 ● 公営住宅の建替え管理
施策③ 上下水道・排水施設の整備	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 上水道の整備・管理 ● 公共下水道の整備 ● 合併処理浄化槽設置補助 ● 農業集落排水事業
施策④ 自然環境・景観の保全	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園・緑地の保全・拡充 ● 農業集落・田園景観の整備 ● 桜川護岸・湖沼の親水公園化 ● 緑のネットワーク形成 ● 里山保全、山林管理 ● 伝統的建造物群保存対策事業 ● 身近なまちづくり支援街路事業
施策⑤ 資源循環のしくみづくり	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境教育の充実 ● ごみ処理事業の推進 ● ごみの減量化 ● 集団資源再利用(リサイクル)事業 ● 水質監視事業の推進

合併特例債事業

事業名
○岩瀬駅跨線歩道橋・ミニ図書館整備事業
○桜川筑西IC周辺地区(長方・大和駅北)まちづくり事業

■ 県事業

- 小貝川東部流域下水道整備事業

(*11) 重要伝統的建造物群保存地区：歴史的な集落や街並みについて、文化庁が選定し、保存事業への財政的援助や必要な指導・助言を行っている。

(*12) 新エネルギー：地球温暖化を始めとする地球環境問題への対策のひとつである太陽光発電や風力発電などの新エネルギーのこと。

(3) 少子高齢時代の地域社会づくり

施策・事業の方針

人口構造の変化を踏まえ、誰もが安心して健康で自立した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉サービスを提供するとともに、住民ニーズに応じた施設整備や機能強化を図ります。

学校教育においては、施設や教育内容の充実、学校の地域開放および地域の学校支援を推進します。

あらゆる世代を対象とした生涯学習・生涯スポーツの機会を拡充することと併せ、地域固有の文化や伝統芸能を保存・継承していきます。

■ 主な施策内容

① 健康づくりの推進

当地域に住む人が、いきいきと暮らせるよう、健康づくりを推進します。
各種健診・検診の受診率を高めるほか、生活習慣病の予防について、意識啓発および指導などを行います。

② 地域福祉の推進

地域に住むすべての人が、心身ともに安心して暮らせるよう、行政の福祉サービスおよび関係機関のネットワークを充実します。
また、地域福祉は、身近な人同士のコミュニケーションや支えあいが必要なカギとなるため、コミュニティ単位での福祉施策を推進します。

③ 高齢者福祉の推進

高齢者が、住み慣れた我が家や地域で、できるだけ自立した生活が送れるよう、高齢者福祉サービスを充実します。介護保険事業の拡充はもちろんですが、介護予防やリハビリテーションにも努めます。
また、今後急増すると予想される元気な高齢者が、地域で活躍できるよう、就労やボランティア活動などの機会を拡充していきます。

④ 子育て支援の促進

地域の中で、子どもを安心して産み、健やかに育てられる環境づくりを推進します。住民の多様な子育てニーズに応えるため、幼稚園と保育所の一元化をすすめるほか、子育て支援センターの整備、空き教室や高齢者福祉施設を活用した学童保育、児童に関する相談体制の充実などに努めます。

⑤ 地域医療の充実

地域における救急医療体制などに対する住民の不安に応えるため、茨城県地域医療再生計画に基づき、医療機関、医療機能の再編統合を行い、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を目指します。

⑥ 学校教育の充実

子どもが自ら学び、自ら考える力などの「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心など「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」などの「生きる力」を養います。

学校の特性を踏まえて、環境教育、国際理解教育、ボランティア教育など、特色ある教育を実践するとともに、コンピュータやインターネットを活用できる環境を整備し情報教育の推進に努めます。

少子化に対応した学校のあり方を視野に入れつつ、耐震性に問題のある学校については早期に改修を図るほか、余裕教室などを地域に開放して、有効利用に努めます。また、社会人講師の活用や学校運営協議会(*13)の導入など、地域ぐるみで学校を支援するしくみづくりを促進します。

⑦ 学習・余暇活動の振興

住民の生涯にわたる学習への欲求を支援するため、生涯学習の施設整備、公民館講座のメニューおよび自主活動などの機会の拡充に努めます。施設では、特に図書館設置への住民要望が強いことから、既存施設の転用も含め、生涯学習の拠点機能を複合した施設の整備を図ります。

また、住民の健康づくりへの欲求が高まるなかで、これまでのスポーツ振興施策を継続するとともに、ターゲットバードゴルフやスカイスportsなど、さまざまなニュースportsの普及・啓発や全国規模のスポーツ大会の開催にも努めます。

⑧ 芸術・文化活動の振興

現存の文化会館・ホールや公民館活動などを利用して、地域の芸術・文化活動を支援するほか、国内外の音楽・演劇などの公演を積極的に誘致します。

また、藍染、人形浄瑠璃、漆喰、お囃子、ささら等の伝統工芸・芸能などについて、保存および継承者の育成に努めます。さらに、野外彫刻展、雛祭りなど地域の祭り・イベントの継続的な開催とPR活動を支援します。

(*13) 学校運営協議会：地域住民、保護者等が学校運営に参画するための機関。

■ 主な事業内容

施策① 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健事業の推進 ● 老人保健事業の推進 ● 国民健康保険事業の推進
施策② 地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉計画の策定 ● 地域ケアシステムの推進 ● 障害者福祉の充実 ● 社会福祉協議会との連携強化
施策③ 高齢者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険事業計画の策定・推進 ● 在宅介護支援センターの運営 ● 介護予防の生活支援 ● 在宅福祉サービスの充実 ● 敬老事業の推進 ● 福祉巡回バスの運行 ● 老人福祉センター運営事業
施策④ 子育て支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童手当給付 ● 民間保育運営助成 ● 放課後児童対策事業 ● 子育て支援事業の充実 ● 保育所の充実 ● 幼稚園と保育所の一元化の推進 ● 児童館の管理・運営 ● 児童相談の体制整備
施策⑤ 地域医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 市立病院整備事業
施策⑥ 学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設の改築・改修 ● 校内LANの整備 ● 小中学校パソコン整備事業 ● 教育内容の充実 ● スクールバスの運行 ● 小・中一貫校整備事業
施策⑦ 学習・余暇活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種団体の育成と支援 ● 青少年健全育成の推進 ● 図書館建設事業 ● スポーツイベントの開催 ● 運動施設の整備

施策⑧ 芸術・文化活動の振興

- 文化財保護の充実
- 歴史資料館の活用
- 伝統文化・伝統民俗芸能の振興
- 埋蔵文化財センター建設事業
- 史跡保存整備事業

合併特例債事業

事業名
○埋蔵文化財センター建設事業（真壁地内）
○大和中学校改築事業
○給食センター整備事業
○市立病院整備事業
○小・中一貫校整備事業

(4) 自立を支える地域連携づくり

施策・事業の方針

国道50号などの整備を促進し、広域的なヒト・モノの交流を促進するとともに、つくばエクスプレスの開通や茨城空港の開港と併せて、地域の活性化策を検討します。

消防・ごみ処理など、広域的に取り組むべき事業については、広域行政圏による事業を推進します。

桜川を始めとした自然環境や田園風景など、地域資源を活用したまちづくりに努めます。また、筑波研究学園都市など多数の研究開発機関と連携し、個性的な産業の創出を支援します。

■ 主な施策内容

① 道路・交通の整備

国道50号の4車線化、主要地方道石岡筑西線（上曾トンネル）、主要地方道つくば益子線、一般県道東山田岩瀬線など、国や県が行う地域内外を結ぶ幹線道路の整備、経済活性化のための産業道路の整備、及び歩行者・自転車等が安全で快適に通行できるよう生活道路の整備を促進します。

また、つくばエクスプレスの開通や茨城空港の開港と併せて、アクセス道路の道路の整備やバス路線の拡充を図ります。

民間バス会社などが運行していない交通が不便な地域については、主要な公共施設などへ連絡するバスを運行します。

② 広域行政の推進

広域で取り組むことにより、より高い効果が得られるような政策・施策について、広域行政圏による事業推進を図ります。

これまで、一部事務組合で実施してきた消防・ごみ処理・し尿処理・病院などについては、引き続き広域で実施します。また、国や県が実施する大きなプロジェクトについては、近隣自治体と連携しながら促進していきます。

③ まちの個性の活用

桜川を介して一体性をなす当地域の特性に鑑み、河川流域ネットワークによる地域の活性化策を講じます。また、当地域を取りまく多数の企業や大学などの研究機関の協力を得た産業づくり・人づくりなど、当地域の個性を活用したまちづくりを行います。

■ 主な事業内容

施策① 道路・交通の整備	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路新設改良事業 ● 幹線道路の整備促進 ● 主要道路網の整備 ● 公共交通サービスの確保
施策② 広域行政の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域市町村圏事業の推進
施策③ まちの個性の活用	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 産学官連携による活性化 ● 桜川流域ネットワークづくり ● 友好都市との交流促進

合併特例債事業

事業名
<ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線道路の整備(県道網を補完する道路) 大和工区(本木地内) ○ 長方・高森地区基幹道路整備事業 ○ 上曾トンネル整備事業 ○ 桃山学園通学路整備事業 ○ 坂戸小・岩瀬西中学校通学路整備事業 ○ 岩瀬工業団地進入路整備事業

■ 県事業

<ul style="list-style-type: none"> ● 主要地方道石岡筑西線整備事業 ● 一般県道東山田岩瀬線整備事業 ● 一級河川桜川改修事業
--

(5) 豊かな地域を創造する自治づくり

施策・事業の方針

住民と行政の協働による地域運営をめざし、住民自治活動の支援、住民参加のしくみづくりおよび実践について推進します。

また、効率的・効果的な行財政推進のため、情報公開を進めるとともに、行政評価の導入や事業の外部委託など、新たな運営方法を検討・実施します。

男女が認め合い、協力し合って地域づくりを行う男女共同参画社会の推進に努めます。

安全・安心のまちづくりのためには、個人・地域・行政が一体となって、防災・防犯に努めます。

■ 主な施策内容

① 市民主体の活動支援

地域の美化活動や防犯活動など、住民が行う主体的な活動を支援します。

住民あるいは行政区などの主体的な活動に対しては、積極的に支援していきます。

また、公益のためのNPO(*14)やボランティア団体などが、活動しやすいよう、コーディネート(*15)やネットワーク化に努めます。

② 協働のまちづくり

住民本位の地域づくりを推進するために、住民と行政との協働体制を構築します。

行政計画の策定・推進および評価については、公募などにより住民が参加できるしくみを確立します。

③ 健全な自治体運営

効果的・効率的な行政運営を図るとともに、情報公開および住民にとって納得性の高いサービス提供に努めます。そのために、職員配置・定数、給与の適正化や電子自治体の推進などによる効率化、民間への業務委託などによる減量化、行政評価による施策の効果測定および継続的な改善(ISO 14000シリーズ(*16)の導入)などを行います。

また、財政状況が厳しい現状にあることから、今まで以上に歳入確保と歳出削減に努め、健全な財政運営を図ります。

④ 人権の尊重

市民生活・市民活動やさまざまな施策の中で人権尊重意識が反映されるよう、人権啓発活動を行います。

⑤ 男女共同参画社会の推進

地域に暮らす男女がお互いに認め合い、協力しあいながら地域づくりを進める住民意識を醸成します。特に、行政や民間における男女共同参画を促進するため、各種審議会などにおける女性委員割合の数値目標を設定し、行政が率先して実施します。また、男女が協力して子育てができる支援体制づくりに努めます。

⑥ 安全・防災体制の充実

地震や台風などの自然災害に備えて避難場所や緊急物資を確保します。また、火災や交通事故などを未然に防ぐため、地域ぐるみで防災対策を講じます。

最近増加傾向にある凶悪犯罪に対しては、個人単位や地域単位での自主防衛活動を支援するほか、防犯灯の設置等犯罪の発生しにくい環境の整備や防犯ブザーの配布などを行います。

(*14) NPO：営利は追求せず、特定の社会的使命の実現を目的とした活動を行う団体のこと。

(*15) コーディネート：各地域での住民の活動を把握し、それらの活動が効率よく展開できるよう、側面的な支援を行うこと。

(*16) ISO14000 シリーズ：ISO（国際標準化機構）が定めた環境マネジメント全般の国際標準規格のこと。

■ 主な事業内容

施策① 市民主体の活動支援	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域づくり対策 ● ボランティア団体の育成 ● 公民館の改築 ● 多目的複合施設の整備
施策② 協働のまちづくり	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織支援 ● 住民参加のしくみづくりの推進
施策③ 健全な自治体運営	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報・広聴機能の充実 ● 情報公開の推進 ● 個人情報保護体制の確立 ● 職員配置・定数、給与の適正化 ● 事務事業の効率化 ● 行政評価の導入 ● ISO14001の導入 ● 電子自治体の確立 ● 財政運営の健全化 ● 新庁舎建設事業
施策④ 人権の尊重	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権尊重意識の醸成
施策⑤ 男女共同参画社会の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画基本計画の策定 ● 男女平等の意識づくり ● 各種審議会等への女性参画促進
施策⑥ 安全・防災体制の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災事業 ● 防火水槽設置事業 ● 消防ポンプ車整備事業 ● 防災行政無線整備事業 ● 交通安全教室の実施 ● 防犯灯などの設置 ● 自主防衛活動の支援

合併特例債事業

事業名
○新庁舎建設事業
○多目的複合施設建設事業(真壁地内)
○防災行政無線整備事業

9 公共施設の統合整備と適正配置

(1) 基本的考え方

公共的施設の統合整備については、住民本位の考えのもと、住民サービスの向上に資することを基本的な考え方とします。

新規の公共的施設の整備や改修にあたっては、財政状況に鑑み、緊急度・優先度を踏まえた上、地域特性などを考慮しながら行います。

また、既存の公共的施設の有効活用を図るとともに、住民満足度の高い運営・管理に努めます。

さらに、施設の維持管理や企画・運営については、住民サービスの質と財政負担を鑑みた上で、民間委託を含めて、その実施主体を検討します。

(2) 基本方向

① 新規施設の整備

住民のニーズを的確に把握するとともに、費用対効果を踏まえ、既存施設との機能分担などを十分に検討して、計画的に整備します。

② 既存施設の再整備と活用

広域的に活用すべきもの、地域（旧町村や行政区など）を主体として活用すべきものなど、施設の性格や立地条件などを踏まえて、施設の活用方法を検討します。また、地域に偏りなく適切に住民サービスを提供するため、必要に応じて既存施設の機能転換や複合化などを推進します。

支所は、これまでの住民サービスを引き継ぎますが、電子自治体の推進など、いっそうのサービス向上に努めます。

10 財政計画

新市の財政計画は、合併後の平成17年度から令和9年度までの23年間の財政運営の指針として、現況および過去の実績などを基礎として算定し、歳入における合併特例債、歳出における合併特例債を活用した事業を見込、一般会計ベースで策定しています。

平成17年度については、平成17年10月1日合併のため半年分の決算額、平成18年度から令和4年度については、単年度の決算額となっています。

■ 新市の財政推計

項目ごとの前提条件および推計方法は、以下のとおりです。

(1) 歳入

① 地方税

現行税制度を基本として、過去の実績や今後の人口推計を考慮し推計しています。

② 地方譲与税等

地方譲与税、配当割交付金、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、法人事業税交付金及び地方特例交付金については、過去の実績等を勘案して見込んでいます。

③ 地方交付税

普通交付税・特別交付税とも、過去の実績に基づき推計しています。

④ 国庫支出金・県支出金

新型コロナウイルス関係の補助金等を控除し、これまでの実績等に基づき推計しています。

⑤ 繰入金

合併特例債を活用した事業実施にあたり公共施設整備基金の繰入を見込み、その他財政調整基金等の繰入を見込んでいます。

⑥ 地方債

新市建設計画事業に伴う合併特例債を見込んで推計しています。また、通常債等を含め今後の財政負担を配慮し推計しています。

⑦ その他

財産収入、諸収入、交通安全対策特別交付金、分担金・負担金および使用料・手数料については、過去の実績に基づき、推計しています。

(2) 歳出

① 人件費

各年度の定年退職者数を基本とした採用人数を考慮した職員数を見込み推計しています。

② 扶助費

社会福祉費、児童福祉費、生活保護費など、過去の実績に基づき、今後も増加するものとして推計しています。

③ 公債費

新たな地方債借入れに係る償還見込額に、合併特例債に係る償還見込額を見込んで推計しています。

④ 物件費

過去の実績に基づき、コロナ禍の臨時経費を控除しつつ、物価高騰の影響を考慮し推計しています。

⑤ 維持補修費

過去の実績に基づき、コロナ禍の臨時経費を控除しつつ、物価高騰の影響を考慮し推計しています。

⑥ 補助費など

過去の実績に基づき推計しています。

⑦ 繰出金

特別会計、企業会計、一部事務組合等への負担金、補助金については、各事業計画等の繰入見込を反映しています。

⑧ 投資・出資金・貸付金

過去の実績に基づき推計しています。

⑨ 普通建設事業費

普通建設事業費については、新市建設計画に基づく主な事業費およびそれ以外に予想される事業費を見込み、推計しています。

● 財政収支試算

歳入

(単位：百万円)

区分(年度)	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
地方税	1,576	4,268	4,801	4,786	4,550	4,388	4,498	4,417	4,476	4,515	4,494	4,657	4,770	4,728	4,785	4,753	4,684	4,767	4,548	4,540	4,501	4,481	4,358
地方譲与税	353	730	371	357	309	302	295	276	265	252	267	263	263	264	267	270	274	274	277	277	277	277	277
利子割交付金	11	16	20	20	16	14	11	10	9	7	7	4	7	7	3	3	3	2	2	2	2	2	2
配当割交付金	8	19	21	7	5	7	7	8	15	29	25	15	21	16	18	17	26	22	28	23	23	23	23
株式等譲渡所得割交付金	17	13	11	3	3	2	3	2	25	18	24	8	20	14	11	23	31	17	18	27	27	27	27
法人事業税交付金																19	48	75	98	85	85	85	85
地方消費税交付金	188	440	418	385	403	403	400	394	391	480	760	662	688	742	718	883	949	947	976	931	931	931	931
ゴルフ場利用税交付金	30	52	61	61	59	58	50	49	52	52	53	51	48	47	45	43	54	49	41	41	41	41	41
自動車取得税交付金	106	160	162	150	77	66	55	72	63	29	49	49	72	73	38								
環境性能割交付金																12	19	23	26	22	30	30	30
地方特例交付金	0	106	30	56	69	75	56	14	16	17	17	17	19	22	68	37	98	31	27	27	27	27	27
地方交付税	1,903	5,540	5,305	5,442	5,808	6,363	7,023	6,416	6,232	6,199	6,177	5,886	5,700	5,562	5,353	5,840	6,185	6,151	5,995	5,830	5,830	5,830	5,830
交通安全対策特別交付金	2	7	7	6	6	6	5	5	4	4	5	5	5	4	4	4	4	3	5	5	5	5	5
分担金・負担金	148	124	144	144	152	147	171	157	160	160	168	170	191	143	86	78	49	47	43	51	51	51	51
使用料・手数料	69	154	156	167	160	157	144	142	168	150	151	165	141	124	133	113	112	123	112	113	113	113	113
国庫支出金	907	1,522	1,220	1,618	2,552	2,617	1,962	1,780	1,956	1,840	1,893	2,178	2,292	1,757	2,176	7,532	4,247	4,263	4,384	2,464	2,192	2,120	2,098
県支出金	930	945	778	881	913	912	1,241	1,006	925	984	1,126	1,176	1,138	1,347	1,393	1,572	1,331	1,360	1,363	1,427	1,367	1,361	1,360
財産収入	16	18	37	29	33	33	57	54	70	64	70	70	64	65	50	61	64	52	57	52	52	52	52
寄附金	11	2	2	1	1	5	20	4	5	6	29	13	15	32	25	22	40	157	532	510	350	350	350
繰入金	691	312	304	433	350	53	87	19	92	97	70	56	15	46	104	377	128	210	1,999	1,999	2,118	1,742	1,195
繰越金	0	607	913	774	606	468	1,337	1,810	1,963	2,047	2,124	1,503	1,730	1,519	1,452	1,662	2,428	2,158	1,424	468	700	700	700
諸収入	1,223	698	449	428	449	380	463	447	438	368	374	413	428	858	447	391	328	272	285	347	242	242	242
地方債	1,739	1,754	1,728	1,457	2,134	1,677	1,305	1,419	1,585	1,218	1,095	1,680	2,872	2,614	1,547	1,792	1,934	2,651	4,250	2,254	2,029	1,728	1,800
計	9,928	17,487	16,938	17,205	18,655	18,133	19,190	18,501	18,910	18,536	18,978	19,041	20,499	19,984	18,735	25,511	23,040	23,657	26,486	21,503	20,993	20,218	19,597

歳出

(単位：百万円)

区分(年度)	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
人件費	2,013	3,782	3,716	3,701	3,488	3,346	3,509	3,210	2,954	2,781	2,740	2,623	2,527	2,611	2,594	2,739	2,868	2,868	3,024	3,195	3,144	3,188	3,174
扶助費	757	1,538	1,656	1,657	1,789	2,380	2,537	2,546	2,577	2,712	2,850	3,005	3,094	2,722	3,264	3,252	4,140	3,457	3,390	3,480	3,435	3,391	3,348
公草費	881	1,622	1,674	1,832	1,821	1,583	1,612	1,537	1,534	1,469	1,439	1,448	1,469	1,497	1,497	1,483	1,535	1,546	1,525	1,603	1,656	1,701	1,800
物件費	1,297	2,071	2,055	1,915	2,060	2,143	1,934	1,979	2,004	2,003	2,151	2,241	2,131	2,473	2,145	2,429	2,275	2,433	3,505	2,792	2,363	2,363	2,363
維持補修費	98	98	68	96	69	77	78	80	55	71	96	101	95	90	104	116	118	77	66	66	66	66	66
補助費等	1,217	2,587	2,561	2,658	4,193	2,774	3,218	2,804	3,013	2,954	3,029	2,344	3,565	4,106	2,662	8,035	3,065	3,997	4,448	4,187	4,152	3,982	4,009
繰出金	1,078	1,593	1,697	1,990	2,073	2,231	1,935	2,214	2,393	2,440	2,610	3,229	2,337	2,380	2,416	1,599	1,621	1,704	1,490	1,149	1,173	1,190	1,177
積立金	312	422	281	203	77	13	689	537	505	569	546	32	519	834	231	33	2,052	1,180	1,051	541	650	650	650
投資・出資・貸付金	62	208	197	207	186	153	66	141	118	151	879	294	135	102	38	361	374	9	462	268	217	217	217
普通建設事業費	1,605	2,652	2,259	2,339	2,431	2,096	1,451	1,302	1,672	1,225	1,134	1,994	3,102	1,718	1,930	2,782	2,834	4,457	7,450	4,172	4,087	3,420	2,743
その他	2	2	0	1	1	0	350	189	37	37	0	0	7	0	191	254	0	0	75	50	50	50	50
計	9,322	16,575	16,164	16,599	18,188	16,796	17,379	16,539	16,862	16,412	17,474	17,311	18,981	18,533	17,072	23,083	20,882	21,728	26,486	21,503	20,993	20,218	19,597

茨城県桜川市
茨城県桜川市羽田1023番地
TEL.0296-58-5111 FAX.0296-58-5082
平成19年 3 月 第1回変更
平成24年 8 月 第2回変更
平成27年 11月 第3回変更
平成29年 6 月 第4回変更
平成30年 3 月 第5回変更
令和 6 年 3 月 第6回変更